

事業主 様

北海道労働局長登録教習機関
登録番号 北労安教第254号
(公社)北海道労働基準協会連合会
旭川支部(旭川地方労働基準協会内)

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、講習が中止又は延期になる場合がありますので、予めご了承下さい。

小型移動式クレーン運転技能講習のご案内

労働安全衛生法61条（安衛施行令第20条7号、クレーン則68条）では、つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の小型移動式クレーン（ユニック等）の運転の業務については、小型移動式クレーン技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができることとされています。

つきましては、標題の技能講習を下記の要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

1 受講資格

18歳以上

2 講習日時(3日間・休憩時間含)

令和4年7月29日(金) 8:30~17:00

科目免除者 8:30~13:00

・7月30日(土) 8:30~17:00(学科修了試験1時間含)

・7月31日(日) 8:00~17:00(実技修了試験1時間含)

3 講習料

全科目受講者 38,005円(消費税10%を含む)

内訳：受講料36,300円、テキスト代1,705円

科目免除者 35,805円(消費税10%を含む)

内訳：受講料34,100円、テキスト代1,705円

使用テキスト：小型移動式クレーンの運転(日本クレーン協会発行)

4 講習会場

学科：旭川市工業技術センター(旭川市工業団地3条2丁目)

実技：旭川通運(旭川市永山北2条8丁目)

5 区分及び講習科目・時間

免除区分等	講習科目	学科			実技		講習時間の合計	
		関係法令	小型移動式クレーン運転技能講習に係る機及電に関する知識	小型移動式クレーン運転に必要な知識	小型移動式クレーンに関する知識	小型移動式クレーンの運転の合図		
全科目受講者		1時間	3時間	3時間	6時間	6時間	1時間	20時間
科目免除者	1 クレーン・デリック運転士免許を受けた者	1時間	3時間	免除	6時間	6時間	免除	16時間
	2 クレーン運転士(旧名称)免許を受けた者							
	3 デリック運転士(旧名称)免許を受けた者							
	4 揚貨装置運転士免許を受けた者							
	5 玉掛け技能講習を修了した者							
	6 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者							

科目免除者とは、1~6の内、いずれかの資格を所持している者が該当します。

(ただし、クレーン特別教育(5t未満)修了者は免除に該当しません。)

6 申込方法

6/1～7/15の期間内に、受講申込書を当協会に提出して下さい。

先着順に受付し、**定員40名**に達し次第締め切りますので、事前に受付状況をご確認下さい。

7 講習料納入方法

講習料は申込書提出後、下記のいずれかの方法により7/15までに納入して下さい。

協会窓口現金書留で郵送 振込(振込先をご案内いたします)

振込の場合は、申込書の余白に「振込希望」と記載して下さい。

8 申込書に添付するもの

(1)写真2枚(30ミリ×24ミリ)

上半身無帽で最近6か月以内に撮影したもの

(デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限り)

(2)科目免除者は、所持している玉掛けなどの修了証や、クレーンなどの免許証のコピー(表・裏両面)が必要です。

9 修了証

学科及び実技の修了試験を行ない、合格者には後日修了証を郵送いたします。

10 受講の取消

講習初日の前々日営業日までに取り消しを申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

11 注意事項

(1)遅刻者については、講義開始後の入室は認めませんので、ご注意願います。

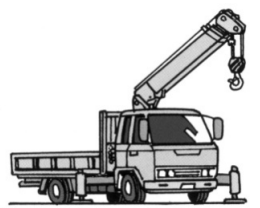
(2)実技は雨天でも実施しますので、雨具等をご用意下さい。

12 その他

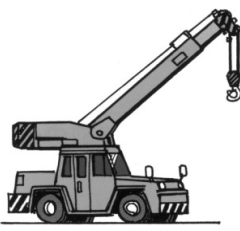
本講習は「人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース」の対象になります。

申請に必要な書類・証明等は(公社)北海道労働基準協会連合会にお問合せ下さい。

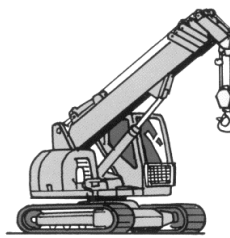
(電話011-747-6141 担当:林)



積載形トラッククレーン



ホイールクレーン



クローラクレーン

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター6階
申込み・旭川地方労働基準協会内
問合せ先 公益社団法人北海道労働基準協会連合会旭川支部
TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

小型移動式クレーン技能講習・開催予定 R4.10.14～16

玉掛け技能講習・開催予定 R4.7.1～3 R4.9.16～18 R5.2.16～19

玉掛け業務に就く時は、各クレーンの資格とは別に、玉掛けの資格を修了しなければなりません。

小型移動式クレーン運転技能講習受講申込書

受講地 (旭川) 受講日程 (7/29~31) 20Hコース 47Hコース 16Hコース 49Hコース

該当するコースに を付けて下さい。

ふりがな				縦30mm 横24mm 写真1枚のり付け 裏面に氏名記入	正面脱帽、背景無色、上三分身で撮られた鮮明な写真を貼付してください。 もう1枚の写真を貼り付けずに添付してください。		
氏名							
旧姓を使用した氏名又は通称の併記希望の有無(いずれかを○で囲む) 有・無							
併記を希望する氏名又は通称							
生年月日	昭和・平成	年	月	日	楷書で正確に書いて下さい。		
現住所	〒 _____ 携帯 _____ TEL _____						
勤務先	所在地	〒 _____ TEL _____			FAX _____		
	名称						
講習科目の一部免除希望の範囲(数字を で囲む)	1. 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 2. 小型移動式クレーンの運転のための合図 3. 小型移動式クレーン運転技能講習にかかる原動機及び電気に関する知識						
所持する運転士免許証又は技能講習修了証(数字を で囲む)	1. クレーン・デリック運転士免許						
	2. 揚貨装置運転士免許						
	3. 床上操作式クレーン運転技能講習	修了	年	月	日	交付番号	号
	4. 玉掛け技能講習	交付教習機関名()
	5. _____	修了	年	月	日	交付番号	号
クレーン等の運転及び玉掛け業務経験証明	_____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで通算 _____年 _____か月当事業所においてクレーン等(つり上げ荷重が5トン以上のクレーン若しくは1トン以上の移動式クレーン、制限荷重が5トン未満の揚貨装置、つり上げ荷重が5トン未満のクレーン、つり上げ荷重が5トン以上の跨ご線テルハ、つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーン、つり上げ荷重が5トン未満のデリック)の運転の業務に従事した経験を有します。						
	業務の種類	令20条6、7の業務又は安衛則36条の6、15~17の業務					
	19時間講習						
	_____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで通算 _____年 _____か月当事業所において	つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に従事した経験を有します。					
	業務の種類	安衛則36条の19の業務					
19時間講習							
上記の期間、当社において業務に従事したことに相違ないことを証明します。 事業場所在地 _____ 事業場の名称 _____ 事業者職氏名 _____							

旧姓等併記を希望する場合には、戸籍謄本、住民票等旧姓等を明らかにする書面を添付して下さい。

年 月 日

(公社)北海道労働基準協会連合会長 殿

受講番号

講習科目免除希望・免除資格確認

支部		年	月	日
本部		年	月	日

(注) 1. 欄は記入しないでください。

2. 運転士免許証、技能講習修了証及び特別教育修了証等の資格をもっている方は写しを必ず裏面に添付して下さい。

3. 実務経験証明欄の「業務の種類」クレーン等の種類・トン数などを記入してください。

4. 2以上の事業場の業務の経験については北海道労働基準協会連合会又は開催支部にご照会下さい。

修了証(受講票)の送り先 1. 自宅 2. 勤務先 3. その他 ()